

豊中市高齢者の肺炎球菌予防接種事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、市長が行う高齢者の肺炎球菌の予防接種（以下「予防接種」という）について、法、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号。以下「令」という。）、予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）及び定期接種実施要領（「定期の予防接種の実施について」平成25年3月30日健発第0330第2号厚生労働省健康局通知）の規定に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(予防接種の実施方法)

第2条 予防接種は、令第4条第1項本文の規定に基づき予防接種の実施に関し協力する旨を承諾した市内の医療機関の医師（以下「協力医師」という。）により個別接種で行うこととする。

(対象者の確認)

第3条 協力医師は、予防接種を希望する者が令第1条の3の表肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）の項第2号に規定するものに該当するか否かを認定するために、当該希望者に対し、医師の診断書、身体障害者手帳の写し、その他必要な書類の提出を求めることができる。

(委託料)

第4条 市長は、第2条の規定により予防接種を行った協力医師に対し、別表第1に定める委託料を支払うものとする。

(一部負担金)

第5条 市長は、法第28条本文の規定に基づき、予防接種を受けた者（以下「被接種者」という。）に対し一部負担金として別表第2に定める額を徴収する。

2 前項に規定する一部負担金は、被接種者に予防接種を行った協力医師が市長の代わりに受け取るものとする。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者については、一部負担金の額を不要とすることができる。

(1) 生活保護世帯に属する者

(2) 本人及び世帯員全員が市民税を課されていない者

(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者

(4) 前3号に掲げるもののほか特別の事情がある者

4 前項の規定を受けようとする者は、予防接種を受ける前に豊中市高齢者用肺炎球菌予防接種事業一部負担金不要証明書発行申込書（以下「申込書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りではない。

- 5 市長は、申込書を審査し、申込者が第3項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該申込者に対し、豊中市高齢者用肺炎球菌予防接種事業一部負担金不要証明書（以下「証明書」という。）を交付する。
- 6 証明書は、当該年度実施期間のうち発行日から年度末（3月31日）に限り有効とする。なお、証明書の発行は、当該年度実施期間のうち開庁日に限り発行する。
- 7 第5項の規定により証明書の交付を受けた者は、当該証明書を提出することにより、第2項の規定により当該協力医師に支払う一部負担金額を不要とすることができる。
- 8 市長は、第4項の規定において、予防接種後、当該年度内に肺炎球菌予防接種扶助費請求書が提出され、第3項各号のいずれかに該当すると認めるとき、別表第2に定める一部負担金額を補助することができる。

（委託料の請求方法）

第6条 協力医師は、別表第1に定める額に実施件数を乗じて得た額から、被接種者から受け取った一部負担金額を差し引いた額を算出し、予防接種を実施した翌月に市長に対し請求するものとする。

（相互乗入市町の取扱い）

第7条 豊中市が「北摂地域における高齢者の肺炎球菌予防接種の実施に関する覚書」を締結している市町との相互乗入の取扱いは覚書のとおりとする。

（豊中市民の市外接種）

- 第8条 豊中市民が、第7条の規定に該当しない市町村の医療機関で予防接種を受けようとする場合は、予防接種を受ける前に、高齢者用肺炎球菌予防接種市外実施依頼申込書（以下「市外実施依頼申込書」という。）を市長に提出するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認める場合はこの限りではない。
- 2 市長は、市外実施依頼申込書を審査し、該当すると認めるときは、申込者に対し、医療機関または医療機関が所在する市町村長に対する高齢者用肺炎球菌予防接種市外実施依頼書（以下「予防接種実施依頼書」という。）を交付する。
 - 3 予防接種実施依頼書は、当該年度実施期間のうち発行日から年度末（3月31日）に限り有効とする。なお、予防接種実施依頼書の発行は、当該年度実施期間のうち開庁日に限り発行する。
 - 4 市長が発行した予防接種実施依頼書により、豊中市外の医療機関で予防接種を受けた者が、予防接種に係る実費を支払ったときは、市長は、その者が支払った予防接種に係る実費から別表第2の一部負担金を減じた額と別表第1の接種委託料から別表第2の一部負担金を減じた額のうち少ないほうの額を限度として、その者に対し補助することができる。
 - 5 前項の規定を受けようとする者は、市外予防接種費用補助金申込書（以下「補助金申込書」という。）を市長に提出するものとする。
 - 6 市長は、補助金申込書を審査し、該当すると認めるときは、当該申込者に対し、第4項の規定に基づきその者に対し補助することができる。

(豊中市民以外の市内接種)

第9条 第7条の規定に該当しない市町村長が発行した予防接種実施依頼書により、豊中市内の医療機関で予防接種を受けた場合、医療機関は、第5条第2項の規定に関わらず接種にかかる費用の実費を被接種者から徴収するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

別表第1 (委託料)

区分		委託料
接種	1件につき	8,783円
接種不可	1件につき	3,190円

別表第2 (一部負担金)

区分	被接種者の一部負担金
接種	2,000円